

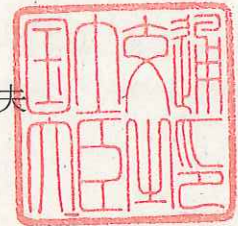
国海総第403号
平成23年1月11日

交通政策審議会

会長 佐和隆光殿

国土交通大臣

馬淵澄夫



交通政策審議会への諮問について

船員職業安定法第55条第5項の規定に基づき、下記事項について諮問する。

記

諮問第119号

船員派遣事業の許可について

諮問理由

別紙に掲げる者に対する船員派遣事業の許可を行うにあたり、船員職業安定法第55条第5項の規定に基づき、交通政策審議会の意見を聴く必要があるため。

船員派遣事業許可申請事業者一覧

事業者名	住 所	事業所数
栗林マリタイム株式会社	東京都千代田区大手町二丁目2番1号	1
みょうほう株式会社	広島県呉市倉橋町3306番地の1	1